

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

(地域区分別単位の単価<3級地10.83円>にて表記してあります)

基本料金	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 介護予防訪問リハビリテーション費	1回あたり (1週6回限度、退院 退所後は12回限度)	333	665	998

訪問リハビリテーション(要介護)

加算項目	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	1回あたり	7	13	20
リハビリテーション マネジメント加算A1	1月あたり	195	390	585
リハビリテーション マネジメント加算A2	1月あたり	231	462	692
リハビリテーション マネジメント加算B1	1月あたり	488	975	1462
リハビリテーション マネジメント加算B2	3月に1回を限度	523	1046	1569
短期集中 リハビリテーション加算	1日あたり	217	434	650
リハ移行支援加算	1日あたり	19	37	56
事業所の医師が計画作成 に係わる診療を行わなかった 場合(減算)	1回あたり	-55	-109	-163
新型コロナ感染症対応 上乘せ分(令和3年9月30日まで)	1月あたり	所定単位 × 1/1000		

介護予防訪問リハビリテーション(要支援)

加算項目	算定回数等	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算	1回あたり	7	13	20
短期集中 リハビリテーション加算	1日あたり	217	434	650
事業所評価加算	1月あたり	130	260	390
利用から12月を超えて 利用した場合	1回あたり	-6	-11	-17
事業所の医師が計画作成に 係わる診療を行わなかった 場合(減算)	1回あたり	-55	-109	-163
新型コロナ感染症対応 上乘せ分(令和3年9月30日まで)	1月あたり	所定単位 × 1/1000		

その他の料金について

通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費については、実費を徴収させていただきます。
(実施地域は、さいたま市内の見沼区、大宮区、浦和区、緑区、岩槻区の区域になります)